

千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の原案について

令和8年2月4日
千葉県教育庁
企画管理部教育政策課

千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について、知事に対し県議会への提出を教育長の臨時代理により申し入れたものです。

1 申し入れの内容

千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

2 根拠法令

- (1) 地方自治法 第96条第1項第1号、第241条第1項
- (2) 千葉県教育委員会行政組織規則第5条第4号、第6条第1項
- (3) 千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第4号

3 その他

本件は、知事から議案案件の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。